

## 【5月・6月の行事】

- 5/11-13 法と社会学会（京都女子大学）
- 5/28-29 司法面接研修（栃木県中央児童相談所）
- 6/1 法と心理学者による実務家研修「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」（岡山大学）
- 6/2-3 日本認知心理学会第10回大会（岡山大学）
- 6/4-5 司法面接研修（広島県西部こども家庭センター）
- 6/6-7 司法面接研修（青森県警）
- 6/9 日本心理学会シンポジウム 犯罪と被害防止に貢献する心理学（京都教育文化センター）
- 6/19-20 司法面接研修（福島県警）
- 6/25-26 多職種（司法・福祉関係者）による司法面接研修（北海道大学）
- 6/29 子どもを見守るネットワーク会議研修（札幌市中央区役所）

## 【2月・3月の行事報告】

2/15-16

### 北海道司法面接フォローアップ研修（札幌）

北海道子ども未来推進局の主催で、道児童相談所職員を対象とした、フォローアップ研修が行われました。2008年度から2010年度までの間に当プロジェクトの研修を受けられた道児童相談所職員の方々が参加されました。1日目は、菱川愛先生（東海大学）のご講演、2日目は、基礎的な復習や実務における司法面接の検討を行いました。

2/25

### 模擬裁判（札幌市資料館）

札幌市資料館（旧法廷）で本プロジェクトが後援する模擬裁判が行われました。およそ20人の研究者、実務家、30人の市民が参加し、子どもの虐待事案をテーマとした裁判に参加し、評議を行いました。

（関連記事は <http://scienceportal.jp/reports/events/120406/> にあります）。

2/29

### 子どもを見守るネットワーク会議（札幌）

札幌市中央区役所主催の「子どもを見守るネットワーク会議」に上宮がお邪魔し、プロジェクトの取り組みについて紹介する機会をいただきました。中央区では、市民のみならず、教育機関、警察、区役所など様々な機関が連携し、子どもたちの安全について考え、地域で見守り活動を実践されています。これらの活動においては、不審者、危険場所などの情報をお互いに共有し、その情報を配信するというネットワークがあります。プロジェクトからは、子どもたちから情報を正確に聞き取る方法、そして、その正確な情報を、正確なまま共有していただき、他機関に伝達していただく技法についてご紹介しました。

3/9-11

### 日本発達心理学会第23回大会 （名古屋国際会議場）

昨年は震災のため集会が行われなかった発達心理学会ですが、今年は名古屋で開催されました。J. Perner 教授による視点の取得に関する講演をはじめ、子どもの認知発達、コミュニケーションに関する多くの研究報告が行われました。

3/14-17

### アメリカ心理・法学会（フェルトリコ）

アメリカ心理学会の41部会であるアメリカ心理・法学会がフェルトリコで開催され、仲が被疑者面接に関する報告をしました。また、フェルトリコ医科大学のミラバル教授による性被害児童のための診療所（医療とカウンセリングを提供）を訪れ、欧米の資料の取り入れに関し（フェルトリコではスペイン語が最もよく使われています）課題や工夫等について情報交換しました。

3/26-27

### 児童相談所における法的被害事実確認面接 （NICHD）実務トレーニング研修（千葉）

日本子ども家庭総合研究所との共催で、千葉県において、被害事実確認面接研修を行いました。2日間の研修には、24名の児童相談所職員の皆さんが参加されました。千葉県では、司法面接の取り組みが進んでおり、研修でも、より深い議論、振り返りなどが実施され、とても有意義な研修となりました。

# 私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

## 私と司法面接

札幌国際大学人文学部心理学科

特任教授 品田 一郎

非行少年と被害者、離婚を求める夫婦。お互いに対立する人たちの双方に面接をする。その中から本質的と思われる事実を見出して、人間関係科学を踏まえて、解決に役立つような処遇意見を裁判官に報告する。これが家裁調査官の仕事である。「本質的な事実は何か」が常に問題になる。非行少年と被害者の間、不和な夫婦の間で事実認識に食い違いが生まれるのは自然で対立構図は日常的だ。家裁調査官は事実を、「客観的事実」、「主観的事実」とに区分けして理解しようとする。当事者の語る事実の違いを、実際の出来事と、その出来事をどう受け止めたのか、双方の感じ方や認知の仕方とに選り分ける。このような形で事実を見ようとする姿勢は、司法面接の基本的姿勢と同質のものと思えたのである。

昨年の家裁調査官研修で、仲先生に司法面接について学ばせていただく機会を得た。そのときに感じた司法面接への親しい感情は、我々の面接目的の類似性に由来し

ていると思えた。面接を治療的面接と診断的面接と大雑把に二分した場合、司法面接も家裁調査官の調査面接も限りなく診断的面接に近いと思

われる。治療的面接技法として、最近はポジティブな変化を促すような積極技法が着目されている。一方、司法面接の面接技法は、①誘導しない、②クローズドクエスションを避け、オープンクエスションで聞く、③「それで」、「そして」とニュートラルに相手の発言を促すなどである。ことばにすれば地味な基礎的面接技法といえよう。だが、この技法の体得は一朝一夕ではできない。大事なことは、この基礎技法をしっかりと身に付けた上にしか他の積極技法はないということだろう。

数多くの調査面接を体験してきたが、納得できた面接は多くない。たいていの場合、面接を終えて気づいて反省することは、面接の基本が守られなかったということである。司法面接の技法に面接の基本があることを再認識させてもらえた仲先生の研修だった。





# 司法日記

## 1. 家庭裁判所における司法面接法の活用

今回の連載では、『司法面接法と司法』をテーマにしていきます。第1回目は、「家庭裁判所における司法面接法の活用」について考えたいと思います。

研修を通して、様々な職種の方々とお会いし、お仕事にまつわるいろいろなお話をお聞きする中で、毎回、司法面接法の新たな可能性に気づかされます。司法面接は、「事実」に焦点を当てた面接法であることは間違いありません。これまでは、「事実」というのを、「客観的な事実」という意味でとらえてきました。しかし、家庭裁判所調査官のみなさんのお話を聞く中で、「子どもの気持ち」「子ども自身による評価」「子どもの意向」など、被面接者にとっての「主観的な事実」を「正確に聞きとる」という新しい課題に出会いました。

家庭裁判所のお仕事の中で、事件や問題となっている事柄に関する「事実」を聞き取るということが重要である一方で、家事事件では、親権の問題において、お母さんとお父さん、どちらと一緒に暮らしたいかという子どもの「気持ち」や「意向」を聞き取るという場面に出くわします。今年の4月より家事審判法が改定され、親権の問題において「子の意向」を確認するということが義務付けられることになったというお話を伺いました。

このように、二者間（例えば、夫婦間）で対立が生じている場面で、両者を説得するのに十分な方法を用いて子どもの意向を聞き取るには、司法面接をどのように活用すればよいのでしょうか？子ども自身の本当の気持ち、子どもの意向などの「主観的な事実」についても、子どもを誘導することなく、子どもの言葉を使って聞き取ることも非常に重要なテーマであると感じました。今回は、仲と打ち合わせしたメモなどから、いくつかの提案をご紹介します。

### \*対立している二者の情報が均等になるように聞き取る

例えば、子どもが「お母さんと住みたいと言っている」というようなケースで、お父さん側から見たこの子どもの証言はどういう風に映るのでしょうか？中立性があると言えるのでしょうか？この場合、問題となっている「お母さんとのこと」についてだけ聞くのではなく、「お父さんのこと」についても同じように聞くことが一つの案としてあげられます。

### \*セクションに区切って聞き取る

「子どもの意向」「気持ち」を聞くという事は非常に難しいと考えられます。先行研究によれば、子どもは8歳頃にならなければ、「恐怖」「怒り」「不安」という概念を表現できないといわれています。また、11歳頃にならなければ、同じ対象（人物）に対して相反する感情、たとえば「好き」「嫌い」を表現することは難しいといわれています（Aldridge & Wood, 1997；司法面接支

援室通信第11号の「研究通信」参照）。つまり、直接子どもに対して、感情、評価、意向を聞いたとしても、年齢によっては上手く答えられない可能性があります。

そのため、感情を聞く場合も、まずはじめに事実について聞く必要があるかもしれません。例えば、「お母さんについてお話してください」と人物について聞く。その後、「お母さんのところに行った時のこと（お母さんと会う時のこと）についてお話してください」というようにルーチンを聞く。そして、「お母さんと住んだらどんな生活になると思うかお話してください」と子どもの期待を聞く（この質問は年齢によっては難しいかもしれません）。

問題になるのは、「事実」を聞いている時に一緒に「気持ち」を聞いてしまうと、聞かれている子どもの方は、「実際にあったこと」を聞かれているのか、「自分が思ったこと」を聞かれているのか混乱してしまいます。面接者の方も、子どもが「気持ち」として報告したことを間違えて「事実」と解釈してしまうなどのミスコミュニケーションが起こる可能性があります。

「お母さんについての子どもの評価、印象」、「お母さんと一緒に居る時の事実（ルーチン）」、そして、「お母さんと暮らした場合の子どもの期待」という風に、いくつかのセクションに区切って聞くことで、「評価、印象」「事実」「気持ち」と聞いている内容が混ざり合わず聞き取ることが可能であると考えられます。

もちろん、お母さんについて聞いた後は、同じようにお父さんについてもセクションに区切って聞いていくこととなります。

### \*面接を繰り返すこと

これまでの司法面接では、聞き取りは1度だけという点がガイドラインでも重要とされてきました。これは、つらい体験の聞き取りにおける二次被害を防ぐためと、繰り返しの質問による記憶の変遷を防ぐための2つの目的がありました。記憶の変遷という点について考えると、体験した事実というのは時間が経過しても、物理的に変わることはありません。しかし、「気持ち」は変化していくものです。その時、その時によって気持ちは変わっていてもおかしくありません。ですので、気持ちや意向の聞き取りにおいては、複数回面接を行うということも可能なのではないかと思います。

しかし、「あの時の気持ちについてもう一度話してください」ということになると、子どもにとっては、過去のある時点に戻って、自分がどのように感じたのかを報告するという、非常に難しい課題になります。あくまでも、今の気持ちについて、前回と変わっていてもいいから、今の気持ちをお話してくださいという形で聞くということになります。

（室員 上宮 愛）

# 研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

## 子どもの証言に関する専門家証言 – 司法面接の質との関連 –

Expert Testimony Regarding Child Witnesses: Does It Sensitize Jurors to Forensic Interview Quality?  
Julie A. Buck, Kamala London, & Daniel B. Wright (2011). *Law and Human Behavior*, 35, 152-164.

心理学者は子どもの証言について法廷で専門家証言をすることがあります。しかし、そのような心理学者の専門家証言については多くの議論がなされています。例えば、司法心理学の研究者は、専門家証言はもともと懐疑的な陪審員に、子どもの証言への懐疑性を高めるように働くかもしれないと主張しています。つまり、専門家証言は、個々のケースにおける事実に関わらず、子どもの証言の信用性を陪審員が低く判断するように働くかもしれません。一方で、発達心理学者は子どもの報告に影響を及ぼす要因を調べるために多くの研究を行ってきたこと、一般市民はそのような心理学的な知識を持っていないことから、専門家証言は“事実の発見者 (facts-finders)”への手助けとなり得ると反論しています。

こうした議論の中、子どもの証言に関する専門家証言が陪審員による子どもの証言の信用性判断に及ぼす影響について数多く研究が行われてきました。しかし、これまで司法面接の技法に関する専門家証言が陪審員による子どもの証言の信用性判断に及ぼす影響については検討されてきませんでした。

ここでは、子どもへの性的虐待ケースにおいて、司法面接の技法に関する専門家証言が、陪審員に司法面接の質に応じた信用性判断を促す効果を持つのかどうかを検討した Julie A. Buck, Kamala London, & Daniel B. Wright (2011) の研究をご紹介します。

**【参加者】** 大学生 463 名 (17 歳～48 歳) が参加しました。

**【手続き】** 調査者は、以下の手続きで調査を行いました。

- 1) 参加者にインフォームドコンセントを行いました。
- 2) 参加者に子どもへの性的虐待のケースについての要約 (10 ページ) を読むように指示しました。

要約には以下の内容が含まれていました。

- a. 起訴内容
- b. 子どもへの性的虐待に関する州法
- c. 子どもへの面接の記録 (質の異なる 3 つの面接が設定されました)  
良い: NICHD プロトコルにそった面接 (ラポール形成あり、グラウンドルールの説明あり、エピソード記憶の練習あり)  
典型的: ラポール形成あり、グラウンドルールの説明またはエピソード記憶の練習なし  
悪い: ラポール形成なし、グラウンドルールの説明なし、エピソード記憶の練習なし  
※面接者はカウンセラーで被面接者は女の子 (年齢は 4 歳または 10 歳) でした。
- d. 立証基準
- e. 検察側と弁護側の議論
- f. 弁護側の専門家証言 (参加者の半数にのみ提示)

子どもの記憶、司法面接の技法と注意点について発達心理学者が証言しました。

3) 参加者に質問紙を完成させるよう指示しました。

質問紙には以下の内容が含まれていました。

- デモグラフィック質問 (名前、年齢など)
- 判決 (有罪、無罪)
- 子どもの誠実さと能力に関する 5 つの質問
- 子どもへの面接の質についての 3 つの質問
- 子どもへの面接における調査に関する 11 の真偽判定項目

**【結果】** 調査結果から以下の 3 点が明らかになりました。

- ① 専門家証言が提示されなかった場合、陪審員は判決の際に司法面接の質を考慮しませんでした。
- ② 専門家証言が提示された場合、陪審員は司法面接の質が悪かった場合よりも良かった場合に、有罪判決を下すようでした。
- ③ 専門家証言は、陪審員に子どもの証言に関する知識を増加させました。

**【考察】** 子どもへの性的虐待のケースにおいて、司法面接の技法に関する専門家証言は、陪審員に司法面接の質に応じた信用性判断を促す効果を持つことがわかりました。アメリカの連邦証拠規則 (2001, Federal Rules of Evidence) によると、司法面接の技法に関する専門家証言は、あらゆるケースの子どもへの証言について、陪審員の懐疑性を単に高めるように働くよりも、個々のケースにおいて事実に基づいた判決に陪審員が到達する手助けをするべきであるとされています。このことを踏まえ、専門家証言によって、陪審員が司法面接の質を考慮した本研究の結果は望ましいものであると考えられます。

**【最後に】** 研究の結果について、司法面接官の視点から考えてみたいと思います。専門家証言が提示されなければ判決の際に司法面接の質は考慮されませんでした。専門家証言が提示されると司法面接の質は考慮されました。このように司法面接の質が子どもの証言の信用性や判決に影響を及ぼすことから、司法面接官は常に質の高い面接を行うように心がけていくことが大切であると考えられます。

### 論文紹介者

名畑 康之 (なばた やすゆき)

北海道大学大学院文学研究科 博士課程 2 年

心理学者による専門家証言の効果、裁判員が目撃証言の信用性をどのように判断しているのかについて研究しています。